

愛知県立芸術大学 研究データポリシー

1. 目的

愛知県立芸術大学（以下、「本学」という。）は、教育・研究活動において次の三つの理念を掲げている。

- 学部から大学院までを視野に入れた一貫した教育研究体制の充実を図り、芸術家、研究者、教育者など芸術文化にたずさわる優れた人材の育成を目指す。
- 国際的な視野を持った高度な芸術教育を実践することにより世界に通用する優れた人材を育成し、国際的な芸術文化の創造・発信拠点となることを目指す。
- 教育・産業・生活文化など様々な分野で本学の持つ芸術資源を有効に活用し、地域社会と連携して、愛知県の芸術文化の発展に貢献することを目指す。

以上の理念のもと本学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、さらなる学術研究の発展と社会への還元を進めるにあたり、研究データの管理、公開、利活用についての基本方針を示した研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究活動の過程で収集または生成された情報を指し、デジタル／非デジタルを問わない。

3. 研究データの管理等

本学において研究に携わる者（以下、「研究者」という。）は、研究データを適切に保存、管理する責任を担い、法令や本学の定める関連規程その他これに準ずるものの範囲内で、管理、公開及び利活用の方法について決定することができる。

4. 大学の責務

本学は、研究データが、論文等と同様に、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識に基づき、研究データの管理、公開、及び利活用を支援するための環境整備を推進する。

5. ポリシーの改訂

本学は、社会や学術状況の変化に応じて、適宜、本ポリシーの見直しを行うものとする。

以上

愛知県立芸術大学研究データポリシー 解説

本解説は、「愛知県立芸術大学研究データポリシー」の補足として、ポリシー本文の背景、留意事項等を記載したものである。

1. 目的

愛知県立芸術大学（以下、「本学」という。）は、教育・研究活動において次の三つの理念を掲げている。

- ・学部から大学院までを視野に入れた一貫した教育研究体制の充実を図り、芸術家、研究者、教育者など芸術文化にたずさわる優れた人材の育成を目指す。

- ・国際的な視野を持った高度な芸術教育を実践することにより世界に通用する優れた人材を育成し、国際的な芸術文化の創造・発信拠点となることを目指す。

- ・教育・産業・生活文化など様々な分野で本学の持つ芸術資源を有効に活用し、地域社会と連携して、愛知県の芸術文化の発展に貢献することを目指す。

以上の理念のもと本学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、さらなる学術研究の発展と社会への還元を進めるにあたり、研究データの管理、公開、利活用についての基本方針を示した研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

(1) ポリシー策定の背景

近年のデータ駆動型研究の進展により、データを活用した新たな発見やイノベーションの促進等、多様な成果が生み出される状況にあって、学術研究をさらに発展させ、その成果を活用して社会を発展させるためには、オープンサイエンスを推進し、研究データを積極的に共有し、最大限利活用することが求められている。一方、研究活動のオープン化並びに国際化が進展する中で、資金や環境、信頼等の社会的負託を受けて行う研究活動において、健全性と公正性を確保するため、研究者には透明性の向上や研究成果に対する説明責任が求められている。

(2) ポリシー策定の目的

研究活動におけるデータの重要性は増大しており、学術研究をさらに発展させ、その成果を活用して社会を発展させるためには、高い学術的意義を有する研究データの利活用を促進することが不可欠である。また、本学及び本学の研究者が、将来において、よりよい研究を行う基盤を確保するためには、研究データの扱いに関するポリシーを定め、それに従い、適切な研究データの管理、公開及び利活用が行われることが必要である。

本学では、「愛知県公立大学法人研究倫理綱領」（以下、「研究倫理綱領」という。）において、研究活動を次のとおり定義している。

- 1) 先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知りえた事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為。

- 2) 芸術諸分野における創作・表現活動。

本ポリシーは、これらの定義から研究データの多様性を認め、一律的な扱いを強制することなく、新たな知の創出につながるオープンサイエンス推進（学術情報の共有、研究助成機関からの要求、研究再現性の確保等）に向けた基本姿勢を示すものである。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究活動の過程で収集または生成された情報を指し、デジタル／非デジタルを問わない。

研究データとは、研究活動を通じて得られたデータをいい、収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。研究活動で取り扱うデータとしては、「計測データ」、「調査データ」、「記録画像・音声・映像」、「実験ノート」、「フィールドノート」、「質問票」、「試料」、「標本」、「実験装置」、「修復記録」、「損傷地図」、「アーカイブのための資料」等がある。

3. 研究データの管理等

本学において研究に携わる者（以下、「研究者」という。）は、研究データを適切に保存、管理する責任を担い、法令や本学の定める関連規程その他これに準ずるものの範囲内で、管理、公開及び利活用の方法について決定することができる。

(1) 研究に携わる者（研究者）

研究に携わる者（研究者）とは、研究倫理綱領に定めたとおり、本学において研究活動に従事する者をいう。具体的には、教員、研究員、学部・大学院の学生等、本学において研究活動を行う者であり、常勤、非常勤等の身分を問わない。日本学術振興会特別研究員並びにどの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設や設備を利用して研究に従事している者を含む。

学生については、研究指導教員（副研究指導教員がいる場合は同教員を含む。）の指導に基づいて研究データの管理を行う。特に、データを公開しようとする場合は、指導教員の確認を必要とする。なお、学生が研究指導教員以外の教員のもとで研究に携わる場合は、当該研究に関するデータの管理については、同教員の指導に基づいて行う。

また、他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者等と共同研究を実施する場合は、本ポリシーの趣旨を踏まえ、研究データの管理に関する権利と責務の所在を契約等において明確にしておくこと。

(2) 原則

研究データを収集または生成した研究者は、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び本学の規程等を遵守しなければならない。当該データについて第三者の著作物や個人情報が含まれるなど、第三者が権利や法的利益を持つ場合には、それらを害してはならない。

※関連する法令・学内規則等についての例

（法令・ガイドライン等）

- ・ 特許法
- ・ 著作権法
- ・ 不正競争防止法
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 外国為替及び外国貿易法
- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）

(学内規則等)

- ・ 愛知県公立大学法人研究倫理綱領
- ・ 愛知県公立大学法人情報セキュリティポリシー
- ・ 愛知県公立大学法人個人情報の保護に関する規程
- ・ 愛知県公立大学法人教職員勤務発明等規程
- ・ 愛知県公立大学法人共同研究取扱規程
- ・ 愛知県公立大学法人受託研究取扱規程
- ・ 愛知県立芸術大学研究活動の不正行為に関する取扱規程
- ・ 愛知県立芸術大学リポジトリ運用要領
- ・ 愛知県立芸術大学紀要編集発行要領
- ・ 愛知県立芸術大学「ヒトを対象とする研究」に関する倫理規程

(外部との契約等)

- ・ 受託研究
- ・ 共同研究
- ・ 秘密保持契約
- ・ 外部事業者からデータを入手する際のサービス利用規約

(3) 研究データの管理

研究データ管理とは、研究活動の開始から終了までのデータの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等の取扱いを定め、以下に示す活動を実践することを指す。

- ・ 研究データ管理計画（DMP）の策定とその計画に従った管理、研究計画変更に伴う DMP の修正
- ・ 研究中の研究データの適切な保管・利用
- ・ 研究終了時の研究データの保存・廃棄の選別、保存期間の設定・延長及び保存・廃棄の適切な実施

(4) 研究データの公開と利活用

研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることを指す。

4. 大学の責務

本学は、研究データが論文等と同様に、今後の学術や社会の発展に貢献する知の基盤の一つであるとの認識に基づき、研究データの管理、公開、及び利活用を支援するための環境整備を推進する。

(1) 大学による支援の意義

本学は、統合イノベーション戦略推進会議で提示された「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」に則り、研究者の国際的な研究プレゼンスを高め、研究データの利用可能性を高めるため、研究者による研究データの利活用を促進し、その公開を支援する。

(2) 研究データの管理・公開・利活用を支援する環境

本学の所属研究者に提供する支援環境として以下が考えられる。

- ・ 研究データを管理するためのデータプラットフォームの提供
- ・ 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動の支援
- ・ 研究データを公開するためのデータリポジトリの提供
- ・ 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程／実施要項等の規定

- ・ 研究データの管理、公開、利活用に関する啓発活動

5. ポリシーの改訂

本学は、社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

本ポリシーは、国の施策に基づき策定しているが、社会情勢、国の施策、関連法令の改正、学術を巡る状況の変化に応じて研究データの管理、公開、利活用のあり方は変容することが想定される。そこで、これら状況の変化を的確に捉え、個々の研究分野における法的及び倫理的要件を尊重した上で、本ポリシーについても、適宜見直しを行うものとする。

以上